

赤穂市生活環境の保全に関する条例の 申請・届出は期日までに行いましょう！

赤穂市では、赤穂市生活環境の保全に関する条例に基づき、必要な事項を定め生活環境の保全と創造に努めています。申請・届出は定められた期日までに行いましょう。

※申請・届出の際は、あらかじめ関係機関へ確認・相談等を行ってください。

※大気、水質、騒音、振動、県条例等の関係法令に関する申請・届出は、別途必要です。

【特定開発事業】

届出等を必要とする場合	届出等の時期	条文	届出等の様式
特定開発事業を行おうとするとき ※特定開発事業 (条例施行規則第3条参照)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認その他関係法令に基づく許可を受けようとする前	条例第18条	特定開発事業実施届出書(様式第1号)

【指定工場等】

届出等を必要とする場合	届出等の時期	条文	届出等の様式
指定工場等を設置(変更)しようとするとき ※指定工場等(条例施行規則第7条、別表第3参照)	指定工場等を設置(変更)しようとする前 (※確認申請、その他環境関係法令等に基づく届出を行う前)	条例第25条、 26条	指定工場等設置(変更)許可申請書(様式第3号)
工事が完成したとき	当該許可に係る工事が完成し、当該施設の試験運転が完了した日から15日以内	条例第27条	工事完成届出書(様式第6号)
事故によりばい煙等による公害又は危険物その他の有害物質等による火災を発生させ、生活環境を侵害したとき、又はそのおそれがあると認められるとき	応急措置を講ずるとともに、速やかに	条例第31条	事故届出書(様式第8号)
	当該事故の発生の日から30日以内		事故再発防止計画書(様式第9号)
	当該事故再発防止計画に係る措置完了後、速やかに		事故再発防止措置完了届出書(様式第10号)
氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)もしくは指定工場等の名称等に変更があったとき	変更または廃止した日から30日以内	条例第32条	指定工場等の氏名等変更届出書(様式第11号)
指定工場等の使用を廃止したとき			指定工場等使用廃止届出書(様式第12号)

届出等を必要とする場合	届出等の時期	条文	届出等の様式
指定工場等を譲り受け、又は借り受け、相続、合併等により、当該許可を受けた者の地位を承継したとき	承継があった日から 30 日以内	条例第 33 条	指定工場等承継届出書(様式第 13 号)

【指定家畜飼養施設】

届出等を必要とする場合	届出等の時期	条文	届出等の様式
指定家畜飼養施設を設置(変更)しようとするとき ※指定家畜飼養施設(条例施行規則第 16 条、別表第9参照)	指定家畜飼養施設を設置(変更)しようとする前 (※確認申請、環境関係法令等に基づく届出を行う前)	条例第 39 条、 第 40 条	指定家畜飼養施設設置(変更)届出書(様式第 14 号)
工事が完成したとき	工事が完成した日から 15 日以内	条例第 41 条	指定家畜飼養施設工事完成届出書(様式第 15 号)
氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)もしくは指定家畜飼養施設の名称等に変更があったとき	変更または廃止した日から 30 日以内	条例第 42 条	指定家畜飼養施設氏名等変更届出書(様式第 16 号)
指定家畜飼養施設の使用を廃止したとき			指定家畜飼養施設使用廃止届出書(様式第 17 号)
指定家畜飼養施設を譲り受け、又は借り受け、相続、合併等により、当該許可を受けた者の地位を承継したとき	承継があった日から 30 日以内	条例第 42 条	指定家畜飼養施設承継届出書(様式第 18 号)

【廃棄物の処理、浚渫作業等】

届出等を必要とする場合	届出等の時期	条文	届出等の様式
市域内において廃棄物の処理もしくは最終処分場を設置し、又は廃棄物の処理もしくは処分を業として行おうとするとき	廃棄物の処理もしくは最終処分場を設置、又は廃棄物の処理もしくは処分を業として行おうとする前	条例第 46 条	廃棄物処理業等事前協議書(様式第 19 号)
海域等において、次の作業を行うとき ①海底又は河床の堆積物(泥土を含む。)の浚渫作業 ②廃棄船舶又は不用船舶の解体又は焼却処理(工場等で事業として行う場合を除く。)作業	浚渫作業、廃棄船舶等の解体又は焼却処理を行おうとする前	条例第 53 条	浚渫作業届出書(様式第 20 号) 廃棄船舶等処理作業届出書(様式第 21 号)

<問い合わせ先> 〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地 赤穂市市民部環境課
TEL : 0791-43-6821 FAX : 0791-43-6892 Mail : kankyo@city.ako.lg.jp